

《会計・税務の知識》 孫への教育資金の一括贈与

1. はじめに

平成25年度税制改正により、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されました。直系尊属（曾祖父母・祖父母・父母）からひ孫・孫・子へ授業料等の教育資金を贈与した場合に、適用を受けることができます。

祖父母の方が孫への教育資金の贈与を考えていた場合には、一括での贈与が実施できる良い機会となりました。

2. 制度の内容

期間	平成25年4月1日から 平成27年12月31日の3年間
贈与者	曾祖父母・祖父母・父母
受贈者	ひ孫・孫・子（30歳未満の人）
非課税額	子・孫1人ごとに総額1,500万円 ※学校等以外への支払については500万円を限度とする。
具体的方法	贈与された資金を、金融機関において子・孫（受贈者）名義の口座等により管理し、この資金が教育費に使われることを金融機関が領収書等により確認・記録し保存します。 口座等は、子や孫が30歳に達する日に終了します。
教育資金の内容	①学校等に対して直接支払われるもの ②学習塾、そろばん塾、ピアノ教室等習い事の費用など
終了時における申告等	①受贈者が30歳に達した場合、残額があれば、30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課税される。 ②受贈者が死亡した場合には、贈与税は課税されません。

3. 教育資金口座の開設等

金融機関等に教育資金口座の開設等を行った上で、教育資金非課税申告書はその口座の開設等を行った金融機関等の営業所等を経由して、信託や預入などをする日（通常は教育資金口座の開設日）までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、教育資金非課税申告書は、原則として、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合には提出することができません。（ある金融機関等で申告書を提出してから、別の金融機関で新たに口座の開設等はできません。）

4. 教育資金の内容

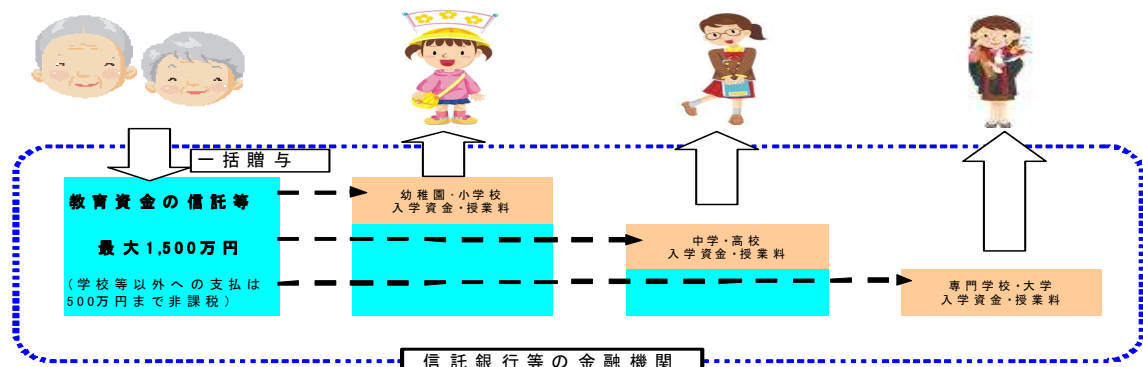
(1)	学校等に対して直接支払われるもの(1,500万円)
①	入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学試験の検定料など
②	学用品の購入費や修学旅行費用など学校等における教育に伴って必要な費用など
(2)	学校等以外に対して直接支払われるもの(500万円が上限)
③	教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供や施設の使用料など
④	スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
⑤	③、④で使用する物品の購入に要する金銭
⑥	②に充てるための金銭であって学校等が必要と認めたもの。

5. おわりに

本制度は、平成25年4月1日から適用が開始されています。ご検討の際は弊事務所まで問合せください。

(担当：山田稔)

■ イメージ図



※30歳に達した時点で、使い残しがあれば贈与税が課税される場合があります。